

下北山村・上北山村の中小企業・個人事業主の皆様

国道169号通行止めにかかる 自動車燃料費支援金

国道169号の崩土の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、
下北山村・上北山村に事業所を有する中小企業者に対して支援金を交付します。

支援金額

自動車の用途

貨物

貨物以外

自動車の種別

普通自動車

大型特殊自動車

小型自動車

軽自動車

4万円／台

3万円／台

3万円／台

2万円／台

対象者

(全てに該当)

- 下北山村・上北山村で事業を営む中小企業及び個人事業主
- 下北山村・上北山村内に営業所を有する者
- 令和6年4月1日以前から、事業を営んでいる者
- 交付申請時において、上記事業を継続しており、今後も継続する意思がある者
- 県税に滞納がなく、暴力団員等に該当しない者 等

必要書類

交付申請書兼請求書【第1号様式】

○

交付対象車両一覧【第2号様式】

○

直近の確定申告書等の写し

○

対象車両全ての自動車検査証(令和4年12月以前に取得したもの)
又は自動車検査証記録事項(令和5年1月以降に取得したもの)の写し

○(※)

通帳等の写し

○

※「交付対象車両一覧【第2号様式】」内のNo.を、該当する車両の写しに記入してください。

受付

令和6年**6月3日**(月)～**7月31日**(水)**郵送必着**

対象車両

(全てに該当)

- 令和6年4月1日以前から申請日にわたって事業のために使用する車両
- 「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」の記載事項について、次の全てを満たす車両

	記載事項	要件
☐	自動車登録番号又は車両番号	最初の文字が「奈良」
☐	登録年月日	令和6年4月1日以前(原則)
☐	使用者の氏名又は名称	申請者名と同じであること(原則)
☐	使用の本拠の位置	下北山村又は上北山村であること
☐	有効期間の満了する日	令和6年4月1日以降

※リース・割賦車両は対象内、小型特殊自動車や被けん引車は対象外です。
※詳しくは、HPをご確認ください。(右下に記載のQRコード参照)

「***」と記載の場合、所有者と使用者が同一または使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示しています。

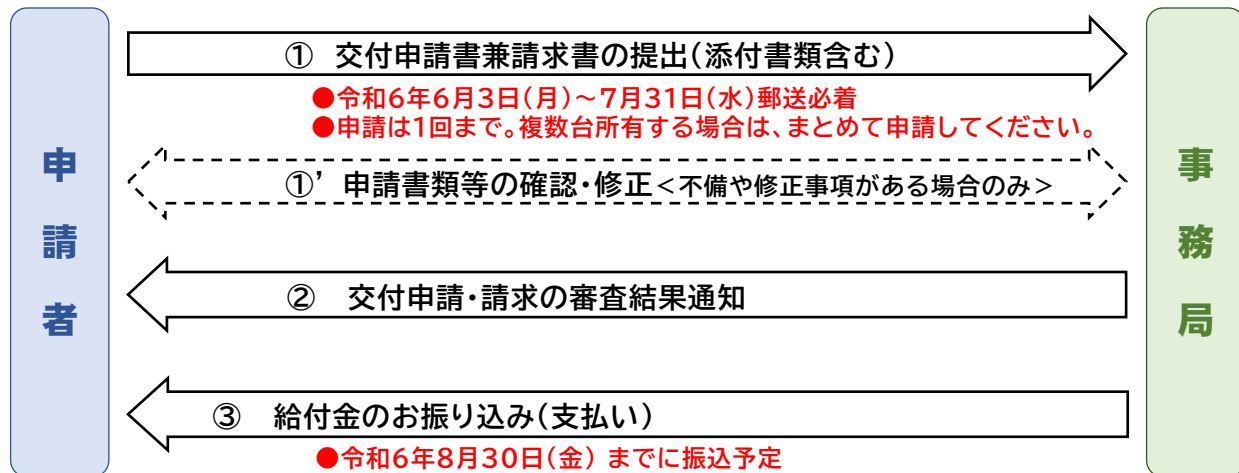
申請方法

- 右記QRコードのHPより、**交付要綱**及び**Q&A**等をご確認の上、**交付申請書兼請求書様式**をダウンロードしてください。
- 交付申請書兼請求書**及び**添付書類**を下記事務局へ**ご郵送**ください。
(HP:https://www.shokoren-nara.or.jp/?page_id=542)



HP

申請から給付までの流れ



申請先・問合せ

※来所による問合せや申請はお控えください。

国道169号通行止めにかかる自動車燃料費支援金事務局

(奈良県商工会連合会内)

TEL:0742-53-4411

受付時間(9:00～12:00 13:00～16:00)

※土日祝を除く。 ※令和6年6月3日(月)から8月30日(金)まで設置します。
※申請書の作成にかかるご相談は、下北山村商工会(TEL07468-5-2022)及び上北山村商工会(TEL07468-3-0074)でもお受けしております。

○申請書送付先: 〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号 4階 奈良県商工会連合会内
「国道169号通行止めにかかる自動車燃料費支援金事務局」宛

※申請は、簡易書留による郵送でお願いします。